

令和元年 11 月 25 日

建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド）の運用について（お知らせ）

土木建築局 技術企画課

単品スライド条項に係る請求手続き等について、次のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

1 単品スライドの運用について

建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項に規定されている「単品スライド条項」については、土木工事標準積算基準書（広島県）の第 I 編第 4 章「スライド条項の運用について」により実施することとします。

2 対象材料の拡充

平成 27 年 2 月から鋼材類，燃料油に加え，次の材料を主要な工事材料としています。

(1) 主要な工事材料

ア コンクリート類として想定される工事材料

- ・レディーミクストコンクリート（生コン）
- ・セメント
- ・モルタル
- ・コンクリート混和剤
- ・コンクリート用骨材
- ・コンクリート二次製品

イ アスファルト類として想定される工事材料

- ・アスファルト混合物
- ・アスファルト乳剤
- ・ストレートアスファルト
- ・改質アスファルト
- ・その他アスファルトを主要材料とした工事材料

ウ その他の品目

著しい価格変動が認められ，請負代金額が不相当となるおそれがあると認められる主要な工事材料についても，鋼材類に準じて適用できることとします。

(2) 搬入等の時期，購入先及び購入価格に関する受注者の証明資料

ア レディーミクストコンクリートの場合は，組合価格を確認

購入価格を証明する書類にあわせ，組合価格を証明する書類（価格表等）を提出してください。

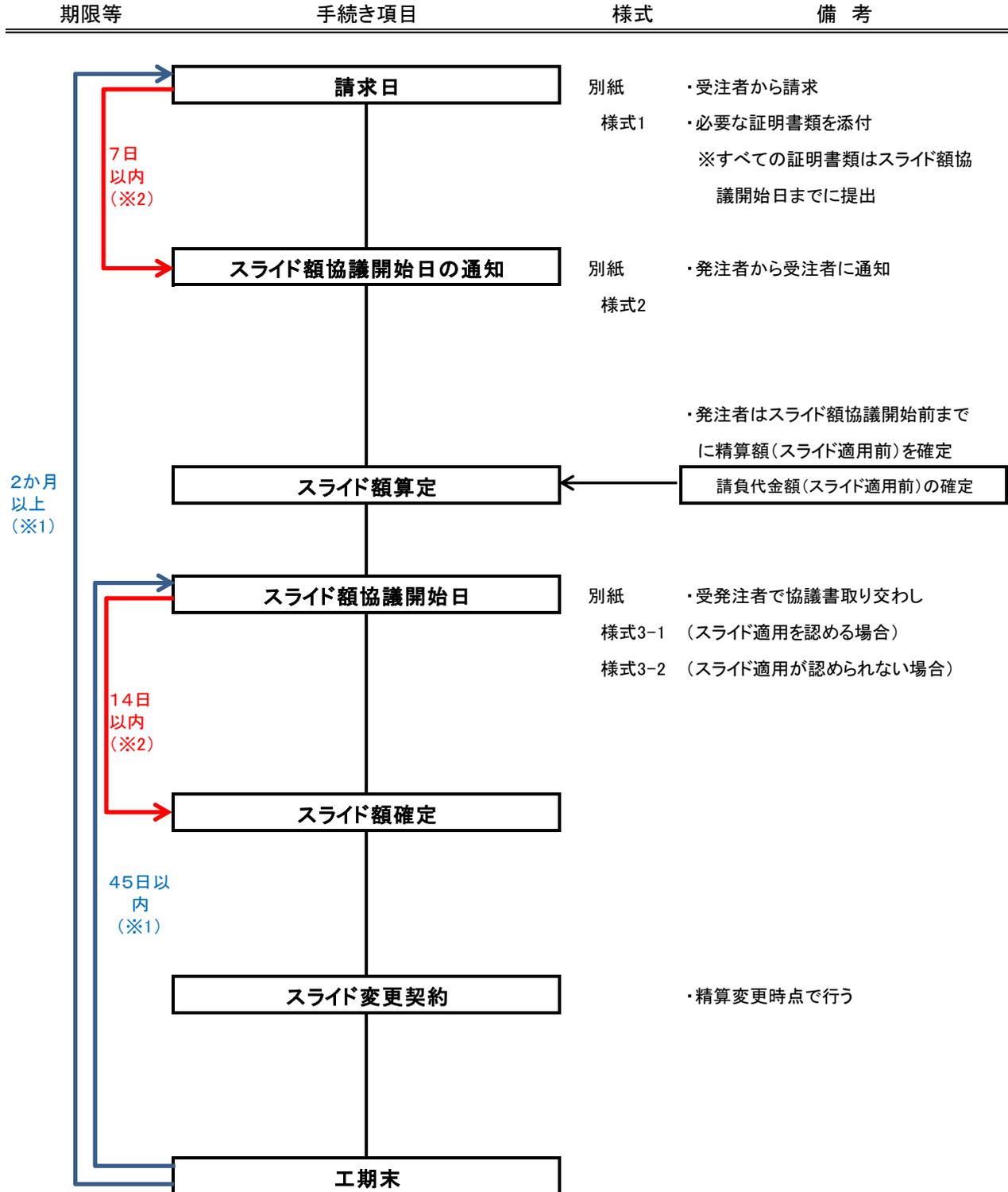
イ 納品書・請求書・領収書等による証明が困難な場合は，社内書類等で確認

自社内での取引であったため，納品書，請求書，領収書等が存在しない場合は，それに変わる社内書類等で購入価格の証明をしてください。

ウ 請求時点でスライド額が確定出来ない場合は，概算額で良いこととする

協議開始時に原則として証明資料を添付することとしますが，施工時期の関係上，証明資料（領収書等）の提出が困難な場合は，証明資料が揃い次第，提出するものとします。

契約約款第25条第5項 に伴う実施フロー



※1 積算基準書で規定

※2 契約書で規定